

〈資料紹介〉 翻刻『武家不断枕』（下）

山田和人・三宅宏幸
由留木安奈・早川広子

【凡例】

- 翻刻本文の表記は現在通行の字体を基本とした。
- 割注形式はそのまま翻字した。
- 虫喰いによる判読不能箇所は□で示した。
- 「𠂔」は「事」、「𠂔」は「々」、「𠂔」は「より」とした。
- 旧漢字は基本的に現行の字体に改めた。ただし、固有名詞に関してはそのままとした。

【翻刻】

武家不断枕卷之下目録

内蔵助訪浅野後室事

義士泉岳寺江参詣并手配之事

義士夜討之事

上野介最期并義士立退事

上野介首備廟所并四拾六人被預事

吉良左兵衛註進并家内被改事

上野介首送并落首之事

夜討之者切腹付義士之子共被所遠流事

吉良左兵衛被預付四拾六人法名之事（目録オ）

（目録ウ）

武家不断枕下

内蔵助訪浅野後室事

内匠頭奥方は浅野式部妹にてなん有けるされは長矩生害の已後式部方江引取彼館に寡住してましますに大石内蔵助機嫌伺ひとして罷出申入候は私儀近々遠国江行越申候しかれば五三年も田舎に住居仕へしさもあらは御様体を承り申事も難成候間御暇乞に参上仕由越申す後室にも久しくまみへ給はすなつかしくおほしめされ大名に対面ありて昔今の事とも物語せさせ給へり内蔵助退出し次の間におゐて附属の（一オ）侍に向て申けるはかさねて草紙のことくなる物を指上げ可申候各寄各封を切

られ御内見有て御披見に入られ給り候へとはり申ければいつれも是を聞れ定て後室の徒然をなくさめ申さむとて面白き類書にても近く申ものを思ひければ何時にても勝手にさし越さるへしと返答すれば内蔵助暇申て帰りぬ」しかるに十二月十五日の朝未明に上野介殿へ夜討あると沙汰もなき内」偕約束の一封を遣しける何れも先日大石か申せし通りに封を切てみれば覚悟の外なる書付なり去年の赤穂離散の時用金の内七千両を携退きける其(1ウ)金子を同志の浪人へ合力いたし又は大義の企に付東西飛脚通用并道具した、め、入目に遣ける委細御払の牒面にてそ有し但差引残る所の金子は京都の呉服所何某か方より為替にいたし指上げ可申由書送りけり奥方をはしめいつれも手を拍て内蔵助丁寧の志しを感じ給へるとかや

義士泉岳寺参詣并手配の事

赤穂の家臣数百人の内僅に四十七人只一人の倡ひに依て始終盟約不変の義士十一月の末より忍びくくに用意して町宅を引払ひ(2オ)各手寄の方にそ集りける抑吉良上総介屋敷は本庄回向院の東隣り北の方は土屋主税本田孫四郎下屋敷東南折廻して方角表門東にあり前は鳥居左兵衛牧野長門守屋敷なり裏門は西にあり前は町屋なり折廻して平長屋両門ともにひくしされは上野介ある時は上杉弾正大弼か白銀原の屋敷にいたり五六日居宿し又或時は従弟酒井主馬屋敷へ来りて逗留せしま、極て在宿の程はかり難し然るに十二月十四日上野介宿に居て茶湯を催さる、に客は大友近江守とのを招かる、事必定なりと聞すまは是くつ(2ウ)きやうの時節しかも亡君の銘日に当れば願ふところの幸なりとて一味の衆中喜悅して其覚悟をそしたりける此比度々雪降て十三日は早朝より寒風烈しく吹降雪道を埋みければ明夜の働に足場を氣遣厳寒に指を墮し猛き心は頻りに遁めとも手足の働きいかならんとさしもの勇士各案し居たりける折から十三日の夜堀部弥兵衛金友か夢に

雪はれて心にかなふあしたかな

といふ句を夢想に得たり堀部行年七十二にして武道には達したりといへとも歌道連誹の(3オ)玩びは馬耳の東風猶おもひよらぬことなるにかゝる奇特のある事偏に天の告げ我々運を開へき時いたれりと感涙し不斜悦ひいさみて支度をそしたりける明れば十四日の早朝四十七人麻上下を着し五人三人つ、つれたつ泉岳寺に参り亡君の廟所に詣拝礼終りて客殿に通り和尚

へ申入けるは我々共儀当地に滞留仕候ても諸事不勝手に候へは近日おもひく（他国遠境へ引籠可申覚悟に御座候就夫何も申合只今靈魂へ暇乞に参詣仕候しかれば中絶ついたしいつ又可參も難斗候へは今日は是にて傍輩共と緩々と語り合たかひ（3ウ）に名残を惜み度存候仍て無心の所望なからかけ合の肴をふるまひ被下候へと申香奠として白銀三十枚各志し迄の由にて指出し扱手仕法師に向て昼の間何事も御構ひ有ましく候茶も望に候は、此方より案内致すへき由申て座敷を閉廻し密談を遂相図約束手組手配の内試を極め今夜丑ノ刻に本荘の茶屋へ出合へし月夜なれとも家内暗かるへし是非なく暗きに切込て同士打などあらはみくるしかるへし螢燭は失火の恐れあり勝負は夜明て明朝に決すへし吉良殿屋敷へは明六か前に取懸へし（4オ）といひ合けるされ共勇みず、む義士なれば各先を心かけ夜半に約束の場へそ集りけるこゝに内蔵助兼て相図の制詞五ヶ條を示す

○一三寸程宛の笛に細き糸を付人々の襟に結付誰れにても上野介殿を打取たる者此笛を可吹事

○一玄闕広間に有之鐘の穗先并弓の弦を可切事

○一山の問川の答の事

○一布の小袋に葉を入れ息の切申時祇可申事

○一白布を面々両袖に縫付味方の相印に可仕事

義士夜討に入事

さる程に四十七人皆一やうに出立けり先板金入の（4ウ）鎖り着籠之九枚割の鉢金の小手をさし黒小袖紅裏袖の上白の腰当の上に火事羽織を着し白ねりのたすき金銀の紙符に名字を各書付月代を剃立髪を四方へ乱して長範頭巾をかぶり浅黄の股引をかけ三人つゝ、組合せ各得道具を持って山か川かと合詞を定め喚子鳥の合図を極め十二月十四日の夜丑刻に吉良氏の表裏門ノ東西へ懸りける先表門へは内蔵助を大将^{始とし}に順^相ふ士二十四人裏門へ片岡源五右衛門を頭としてつゝ、く輩二十三人やねに梯をかけて長屋を乗越馳廻んとすれば上野介家中俄に騒動してこはいかなる事そと（5オ）うろたへ迷ふ隣屋敷門前の町人共驚

き火事そと仰天する所に兼而屋敷の外に検見を兩人残し置ければ此者共申やうは全く失火にあらず上野介殿屋敷へ敵打有之候毛頭外へ障申義無之候間努々何れも騒ぎ申さるゝ事あるへからすと制し申偕内蔵助謀を以て大勢の如くに見せんと思ひて二三百人ばかりも手分をしたるやうに呼はりければ内には大勢に取懸られしと周章ふためく所をやねの上より半弓を以て矢比に引詰射立けるにぞ家中におめて面をむかふる者一人もなしゆへにやすくと長屋を乗越へ先門番人を切殺し(5ウ)其ま、かけや槌を以て玄関の戸を鴨居共に打放す時に大高源五大音揚て浅野内匠頭家来武恩を泉下に報んため只今寄来り候我と思はん人々出合やつと呼はり四十七人の輩兼て相凶の笛をふき立呼喚て乱入る上野介家中にはすはや敵の入たると上を下に混乱して駈出んとすれば小屋の口々には鎗袞を作て待懸たり然共義を思ふ土有て狼籍者を打留んと走り出る所を大石主税弓勢の達者にてよつ引放矢戸壁二三枚ぐつと射通しければ此矢におそれて其後はあへて進むものもなかりし所に四十余の大男いて物みせ(6オ)んと踊出すんの延たる刀を以てまいり候ふと打てかゝる近松勘六得たりや応と一文字に切立ればかの男か□□ふつて逃ゆくを余りに強く追けるに本より勘六案内知されは足もとに蹶て泉水に落たりける大男は逃るに勢を入れて跡を顧すあわれ取て帰しなは勘六は忽打るへかりしをおもへは運の強さよと独り笑ふて近松は泉水よりおとり上る爰に小林平八とて三十はかりの男戸田流の劍術の達者にて甲斐くしき者なれば内々上野方杉より上野介に附置れけるか折ふし長屋に有ければ夜打の者共小屋の口々をさゝゑて鎗半弓にて固めければいか、せんと(6ウ)思ひけるに寄手の方より下知して逃る者は其まゝにして女おんなわらへ童小者杯は扶よと呼はる声を見て平八則小者の逃るに紛れて小屋口より匍出彼是と渡し合秘術を尽して働きけれ共横川勘平矢頭右衛門七に両方より挟れ数ヶ所手負て立所に倒れけり偕玄関より切入輩一間くの戸を破り座敷へ乱れ入れれとも家内暗くて物の色見へされはかねて用意して後先を削中に鏑をはめてつねのこづくに拵たる物に蠟燭を燃し壁一間に二ヶ所三ヶ所つ、指ければ座敷は恰も昼のことしか、る所に年比二十計の男白柄の長刀杖につき(7オ)さも優々と出にける武林唯七是をみてあつはれ器量骨から尋常の人ならすいかさま上野介の子息左兵衛ならんとよるこひはしりか、つて丁とうつ太刀眉間へ切付ければかの男長刀若を捨逃行所を後より肩先かけて切つ先はつれに打付ける所に横合よ

り六十余の大男かけ隔りける内に件の相手は逃のひける其時堀部安兵衛武林に入替り爰を是我にまかせ給へよと長船の祐定か永正年中にきたひたる二尺五寸の刀を以て面もふらず戦たりかの男は抜群の器量打物の達者と見えて縦横無尽に打てかゝるされ共安兵衛は先年高田馬場（7ウ）にて大勢に取巻れて類なき働をしたる大剛の者なる上既に必死と思ひ定め殊更帯たる太刀は備前鍛冶の出来物盤石をもたやすく切割程の最上の剣なれば何かは以ころふへき彼大男二つになつて失にけり其外志ある侍共思ひくゝに働けれとも寄手は兼て義を先とし勇を宗として必死に極たる者共なり吉良方には待もふけたる事なれば或は手負又は追散され逃隠るゝのみにて身をあやぶみ命をかへりみ寄手を一人も打とめさるこそ云甲斐なき事共なり然る所に隣屋敷土屋主税より若も狼藉もの堀を越て来るか又は失火の有もや（8オ）せんとて提灯を指上弓おしはり打物ひらめかし大勢の声にてひしめきければ必定上野介方へ加勢の様子に見えければ小野寺十内原惣右衛門片岡源五右衛門やねに揚り高声に呼びけるは抑是は浅野内匠頭家来主人の仇を報んかため夜打に押寄候相構て貴辺の騒動に及ふへからす本より失火の義も用心仕事に候我々より其元へは何の遺恨も無之候間毛頭手向申所存無之候乍然上野介殿へ助太刀なさるゝにおゐては不及是非御相手に罷成り候はんと勢ひ猛にのゝしりければ主税とのけにもとや思はれけん其後は穩便に被扣（8ウ）けり

上野介最期并義士立退事

去程に夜打の人々一間くへ切入て思まゝに振舞しかとも其後は敢て遮る者もなかりけり偕内蔵助逃行侍の中一人搦捕ていかに御手前命おしくは上野介とのの寝間へ案内せよといひければ承ると申て手燭を提て先立て行けるに押入のことくしつらひ二枚戸に指萱して鎖をおろしたる所あり是こそ寝間よと教るにまかせ磯貝十郎左衛門戸を踏破り内に入てみれば寢床は残りしも枕元に刀は有なから主はみえず大石瀬左衛門布（9オ）団を搜りてみれば少し温り有偕は遠くは逃給ふましと口々に呼はり彼案内者に蠟燭を出させ各手燭をともしつれこゝかしこ部屋く縁の下迄残る限なくさかしける事三度に及とも敵はみえず其時何れも鬻をなしあゝ年来の所存空しくして打洩す事の口惜さよもはや運命是迄なりいざ腹切んといひければ内蔵助申けるはかく有へきと思へはこそ勝負は兼て夜明て決すへしと定めし物をしかし切腹せん事はいつとてもやすかりなん今

一度さかして見んとかさねて手分をして尋ねけるに納戸の内に長持のありける上に白小袖（9ウ）を覆ひ女の姿に見えける物あり不審さよとて武林唯七文字の鎗をもつて突ければ長持の向へころひ落けり間十次郎走り懸り白小袖を引はきみれば六十余りにして孤付の男なり必定上野介とのなるへしと押へて首を取たりけるされとも吉良とのをみしりたる者なし内蔵助急き立より額に古疵の跡ありやとみれとも血に染てみへわかす死骸をあらためよ腰に古疵あらは上野介とのに疑ひなし額と腰との疵は殿中にて去年家君の太刀跡なりと何れも火を近付て立寄見れば下に白小袖上に亀綾の衣裳に桐の紋ありされはこそ並の人（10オ）にはあらしと帯を解て改めけるにいかにも内蔵助か申如く後に太刀疵あり今は疑なき上野介よと人々歎ふ事不斜さりながら生捕のものに尋ねて案堵有へしとて首を見せければ弥上野介とのに紛れなきよし分明に申に付やかて首を白小袖につゝみ帯にてかゝけ後日の印にとて鼻紙袋を取そへ十次郎にもたせ扱相図の笛を吹立れば惣勢寄合蠟燭を消し処々の火を湿し兼て認め置し口上書を玄関に残し人数を揃て手負を改め心静に外へ出只今当敵上野介とのを打取立退候目前に主を打せ無念思ふ人々はなきかなと出合て打留ぬぞ臆してみゆるもの（10ウ）かなと声くんに恥しめ匂けれどと彼等かいきほひに気をのまれてや小屋中には鳴を静て居たりけるそれより大石か下衣を以て敵の首を守護のため堅固の士五人手明にして四十七人の真中に取り囲前後二手に人数を分若路次にて遮るものあらは可防と四方に眼をくはつて立退ける其勢粲然として刃を払て見えにけり横雲空にたなひくころ回向院門前へいたりて若追手や来らんかと待けれどと跡よりつゝく者もなしさはらは暫時息を休んと無縁寺へ立寄門をたたきけれども不通に答る者もなければ是非なく（11オ）近所の酒屋に見せ柵の戸を開く処へ駈込湯をひとつ給り候へと望ける湯はいまた沸し不申と答ふ然らば餅つかれさふらふ間酒ひとつ給り候へといふに酒屋十兵衛を始召仕の者共人々の紅を絞りたることく怪からぬ形勢をみておとろきおもひこはそも何事やらむと心元なくおほへければいとやすき御事にては候へ共居酒は御法度にて御座候故進し事難成よしを申其時片岡源五右衛門申けるは天下第一の御法度を破り御城下を騒せ申す我々にそれ式の事を何の御法度といふ事やはある是酒代なりとて□より大高源五鼻紙を内へ投入柄酌天目をもつて（11ウ）各立寄あゝ生涯の本望相達し何事か是互にしかんととつと笑て引請く飲にける其時大

高源五亭主に硯を乞請て疊紙に書付けり

山を砕く力もおれて松の雪

右に酒代なりとて鼻紙を指出しける中に金子二両有之上を封して書付あり元禄十五年十二月十四日浅野内匠頭家来大高源五打死之死骸取置候方への酒代なりと記し置たりさらは泉岳寺へいそくへきとて立出ぬ曲輪の内は恐れ有とて一ツ目の河岸より六間堀にかゝり稲荷橋より鉄砲洲へ出黒田伊勢守屋敷近所に年来（12才）内匠頭屋敷へ懇に出入町人あり内蔵助をはしめ皆々能相しりて常々頼母敷志しの者なるゆへ彼者の宅へ立寄可休息とて表の戸をたゞけはあつと答て出向ひ人々の様子をみて偕は今夜□本望遂られ只今立退せ給ふよなあ、目出度候事私式も別而悦び奉り候いさまつ是御通候へとて一間にしやうし俄に粥を焼酒を出し心限りにもてなしこゝにて暫く休息しとかふするうちはやしの、めも明はなれかくて人目もいかゝとて亭主に暇乞して又行列を備へ立出ける右同心の中にて吉田仲左衛門富森助右衛門兩人をは道より（12ウ）直に大目付仙石伯耆守とのへ付届の使に遣し又足輕寺沢吉左衛門は始終報讐の註進として広島大学殿の方へ差登せけり是より後都合四十六人とぞ聞えける

上野介首を具廟所并四拾六人被預事

十二月十五日明ヶ六か過大石内蔵助指図として中途より吉田忠左衛門富森助右衛門兩人大目付仙石伯耆守殿江付届の使に参り取次桑名武左衛門を以申上□□旨趣は私共儀浅野内匠頭家来にて御座候兼て御存知之通去年吉良上野介との為に内匠頭横死仕候依之主の仇にて候へは今晚彼御館江夜打に入遂本（13才）望を只今泉岳寺江引取候高家の歴々に對し不肖の身として校鬱憤をの條近比恐入存候へ共君父の仇には共に天を戴へからさるの儀難黙止如右の仕合た、ひとへに継亡主の意趣を申迄に御座候此上はいかやう共御下知を相待罷在候と公儀を憚りたる体にて作法神妙に式台の下に大小をぬき置謹て申上る取次武左衛門委細聞届腰の物は其まゝに被帯候様にと申せは脇指はかり帶しひかへ居けり暫時有て伯耆守との羽織袴にて内玄関へ出られ兩人へ上り候様にと申さるれば土足のよし断申て夜打の意趣を直に申達相残る者四拾四人は芝泉岳寺へ立退罷在候

何（13ウ）分にも被仰付候様奉願候と申達す伯耆守との委細聞届られ先兩人休息仕候やうにと土足を洗はせ座敷に請し取次用人など出合馳走せらる伯耆守登城の支度ある内に右兩人に問書を被申付ければ則夜打の次第を有増に申て書せられ頓て其御書を持参にて伯耆守殿は早々登城あり御老中若年寄衆御対談の上にて先四拾六人の輩を細川越中守殿松平隠岐守殿毛利甲斐守殿水野監物正殿右四ヶ所に御預けに可被仰付に相窮りそれより御徒目付六人御小人目付拾人泉岳寺へさしつかわされける偕夜打の人々手負を扶け肩にかけ泉岳寺へ至り（14オ）和尚へ申入けるは我々は昨日参詣仕たる浅野内匠頭家来共にて候主の仇吉良上野介殿を今晝打取候て是迄馳込候御寺へおみて毛頭狼籍のふるまひも仕るましく候上野介殿首を内匠頭廟前へそなへ候て後□いかやうとも可罷成候まつそれ迄は大門を閉置れ候へ勿論大目付衆迄途中より右の段御届申上候得は曾て御氣遣之儀無之由申遂り亡君の墓所へ通り香炉抹香を乞請磯貝十郎左衛門水桶に水を汲来り首を洗ひ偕石塔の二段目にそなへ皆々廟所を取り巻かしこまつて両手を地につき居たりけるその内に内蔵助紙筆を請追善の文をしたために懷中より（14ウ）守刀を出し白刃にして石塔の上壇江柄を向へ置一番に内蔵助自分仮名実名を名乗焼香いたし此刀は先年君より拝領したる刀なれば草葉の蔭にて御手をおろされ御本望逐られ候へと右之刀を取上げ上野介の首の上に三度当て退は相残る面々次第く一人宛名乗て焼香いたす時三村次郎右衛門は台所人なれば祐筆よりは下役なり然るに祐筆不破数右衛門事ゆへあつて先年内匠頭殿勘気□蒙り浪人して居たりしか此度大石に同志して一列に加りけり然れ共勘気の身なれば人なみに焼香を憚り墓所より遙に隔りさしうつふ（15オ）ひてひかへける其時内蔵助是を察し廟所に向ひて申けるは不破数右衛門事一旦御勘当を蒙り候へ共旧恩をわすれず此度我々一所に相加り殉死の志しを決し候事神妙に存候あわれ此上は御勘気をさし赦され焼香仕候様に被仰付候は、私におゐて難有可奉存由高くと申上暫時あつていかに数右衛門只今御勘気御ゆるしなざる、問御側近々寄て焼香致されよといへば数右衛門涙を流し墓所に向ひて一礼しけり偕其次に三村次郎右衛門焼香いたしぬ誠に其作法神妙なりけり是をまのあたり見ける泉岳寺の出家衆各感涙を流されけるとなり偕内蔵助追善の文を高声に読上る（15ウ）

中村勘介書たるといへり則泉岳寺に納りたるを借り讀てつし侍りぬ

或は云此文は祐筆

元禄十五年歳十二月十五日大石内蔵助良雄始足輕寺澤吉右衛門迄都合四拾七人謹而奉告亡君尊靈之趣去年三月十四日吉良上野介殿刃傷之節障有之御本望不被遂剩及卒爾之沙汰御一人人生害之段家臣僕下千度百度雖嚙臍更無益至極之悲歎徹骨髓畢然御公義之上如是企尊君之非御心却而御怒之程奉恐入候得苟食貴禄臣共不可載天之義難默止可奉繼御意趣遺念時節相待候事一日三秋之思而已因四拾七人雨イ雪立不安寢食或病身老衰（16才）之者共決殉死候共頼蟪蛄相嘲哂遺尊靈之虚名可申歟幾度廻思慮候昨夜半各申合上野介殿館押懸則怨讐首提奉備御廟候間於苔下晴御鬱憤候者臣等懇懐啓一時可有奉謝報恩候哀丹心有誠而玄鑑無誤照尊魂之迷衢敬白

右の一紙読終て皆一同に哀涙袖をしほるよそほひ譬ふるにもなし其後内蔵助より和尚へ使を立てもはや焼香相済候間大門を開かせられ候へと私共儀本懐相達申上は毛頭殘心無之しかれは廟所におゐて切腹仕へし高家の御首（16ウ）にて候得共主人の怨敵たる故を以不得已止靈前へそなへ多年の君恩奉公の志を遂申候されは曆々の御首を汚し申事其恐不少候御出家の事に候間此上は宜様御取計ひ被下候へと申て則首を送りける時に和尚法衣を着し墓所へ来りて申されけるは誠に各節義の志感し入尤存候しかなからか様寺内へ被入来候上は世法難黙止候間我等存寄有之只今寺社奉行へ出頭候拙僧帰山までは必生害あるへからすと約諾て寮によひ入粥を出し酒など進申所へ御徒目付六人御小人目付十人泉岳寺へ来り和尚へ内通し内蔵助を呼出し各へ御用之儀有之間何れも揃申（17才）候て仙石伯耆守宅へ被參候様と申渡されける内蔵助謹て御請申上暫時ありて我々異体にて御目付へ參上仕候事頗無礼之至奉存候しかりとて只今礼服に相改候事難成候いか、可仕哉此時節に御座候へは隙をうかひ申者も可有之与被存候然れば兵杖を不帶自身參候事其備なきにて候途中の警固にても可被仰付か御下知を奉乞之由申上る時に御徒目付より被伝聞候は途中警固は不被仰付候面々一連に勝手次第町駕籠にても歩行にても可被參候衣服の儀承届候其体にてくるしからず勿論鎗長太刀の類は手負疲たれ人のつえにも可相成候ま、武道具各携へ可被申由（17ウ）いひ渡され御目付衆は先達て帰られけりかくて四十四人の輩装束をつくろひ行列を調立出る時勇々敷そみえし着座の節は殊外草臥たる風情に見えけるか今又打立つ其勢ひかひしく又一働も可成体におほへけり路次上杉弾正大弼

下屋敷あり此人は上野介との為に実子なれば不意に人数出向ひ遮ることもや有んと其所にて何も立留り前後を待合せ心静に打過ける内蔵助をはじめ各器量骨柄いづれ優劣ありとも見えす誠に今度のふるまひかゝる希代のことゝも同時に生れ主となり臣となるか上其恩を施せは下其忠を励すと見る人間人おしなへて感心(18才)せぬはなかりけり既に酉ノ下刻伯耆守殿屋敷へ着ぬ一町手前より先へ使を立て私共武具を帶し御門前迄參上候事恐れ奉存候間御屋敷の外にすて置可申哉と伺ひければ伯耆守殿より尤に候間外に指置候へのよし返答有けるゆへ路の傍の溝に投入たかひに今生の暇乞可申と四拾四人互に今生の暇乞来世の參会を約諾して門内にいりぬ僭土足をあらはせ書院の縁通りに上置伯耆守殿を始御徒目付衆列座にて被申渡けるは各儀四人の大名に御預け被仰付候人数指分候通十七人は細川越中守へ十人は松平隱岐守へ十人は毛利甲斐守へ九人は水野監物正へ配(18ウ)分して被相渡との事なり兼て預りの大名衆へ内意ありし事なれば四ヶ所の衆より先達て留守居人数を連越し亥の上刻玄関におゐて御目付衆細川越中守留守居を呼出し書付を以て十七人の輩を被相渡ける乗物十七挺門内へ入式台にて一人つ、請取懷を改玄門前にて段々乗物に乗せあとに刀筥十七持參し大小に札を付一挺つ、出しぬ乗物一挺に騎馬の侍三人歩行侍三人足輕十八人つ、相添先き乗は留守居堀内平八跡は家老一人押へて已上二千はかりの人数にて静に路をあゆませ行折柄師走の望の月空へ帰たる夜ものすこく提挑灯(19才)揚挑灯さながら昼にことならず四ヶ所の大名いづれも心つかひの行装甲乙ありとは見えす各屋敷へ行越し給ふ其中に水野監物正殿の人数勝て美々敷出立路次の警固嚴重に有しと也

御預りの輩請取小屋へ入置る、次第

小屋付の人給人四人歩行士四人下男三人

御預けの輩屋敷へ參着早速行水いたさせ手負には医師を付養生させられ其ま、小袖三ツ宛帯下帯夜着蒲団羽二重絹の類色楊枝畳紙等也

始終料理二汁五菜昼餅菓子夜温純蕎切之類

火はちたはこ愠ニ出ルよのつねの御預とは違候間從(19ウ)

公義御差凶無之諸事見合次第との事なり預りの大名対面の節何れも謹て礼謝ししはらく存命の内御厄介に可相成旨申上て退く其中に松平隱岐守殿は病中にて対面無之となり

四ヶ所大名の門前に落首を立たり

流すならおきにかひある大名を細川水のせきとめよかし

吉良左兵衛註進并家内改らるゝ事

十二月十五日の朝吉良左兵衛より用人粕屋平馬を以て御老中土屋相模守殿へ相達し候趣は今夜八ツ半時浅野内匠頭家来私宅へ切込同姓上野介を殺害(20オ)いたし候ニ付私立合手負申候狼藉人の内深手負候もの御座候得共引まとひ立退申候ゆへ死骸は残り不申候事急に御座候ニ付口上にて訴へ申由なり取次の衆粕屋平馬にむかひ貴殿は立合不被申やとたつねければさん候非番にて罷在候故出合不申とこたふ右の口上相模守殿聞届られ頓て御目付安部式部松田五左衛門兩人に御徒目付六人并御小人目付六人相添左兵衛屋敷へ見届^分として指越れ手負死人を改られける

上野介家来死人

一 南小屋前 上野介へ上衫より付人 小林平八郎 三十一歳 (20ウ)

一 座敷ニ而 左兵衛用人 鳥井利右衛門 六十歳

一 居間の次 左兵衛用人 須藤与右衛門 年不知

一 台所ニ而 上野介中小性 清水一学 二十三歳

一 台所口ニ而 上野介中小性 大須賀治右衛門 三十歳

一 小屋前 左兵衛中小性 左古田源五郎 四十歳

一 小屋出口 上野介中小性 新貝弥七郎 年不知

一 小屋出口 上野介中小性 小塚源次郎 二十三歳

一同所 上野介祐筆 鈴木元右衛門 三十五歳

一同所 左兵衛中小性 斎藤清左衛門 年不知

一台所口 左兵衛祐筆 笠原長太郎 年不知

一同所 左兵衛役人 柳原平右衛門 二十五 (21才)

一小玄関前 小坊主 鈴木松竹 十七歳

一同所 小坊主 牧野春斎 十五

一台所口 台所下役人 半右衛門

一表門番 足輕巻人

一小玄関 中間巻人

死人合拾七人

右之内十一人は刀脇指に血付切込有り残六人は働不知

上野介家来手負之者

一小屋出口 上野介家老 松原多仲 四十歳

一番所三而 左兵衛取次 斎藤十郎兵衛 二十五歳 (21ウ)

一同所 上野介用人 清水富右衛門 四十歳

一座敷にて 上野介用人 宮石所左衛門 五十歳

一同所 左兵衛中小性 宮石新兵衛 三十歳

一小屋出口 左兵衛中小性 山好新八郎 年不知

一同所 左兵衛役人 加藤太左衛門 三十六歳

(資料紹介) 翻刻『武家不断枕』(下)

- 一同所 左兵衛近習 永松九郎兵衛 二十三歳
- 一同所 上野介中小性 杉山三三左衛門 二十五歳
深手二而十五日之朝二入死ル
- 一玄関間 上野介中小性 天野定之丞 三十四歳
- 一同所 右同 堀田勘左衛門 二十五歳
- 一小屋出口 右同 伊藤喜左衛門 二十三歳
- 一同所 右同 石川彦左衛門 年不知 (22才)
- 一同所 右同 杉山与五右衛門 年不知
- 一同所 右同 真田伝八郎 右同
- 一小屋出口 足軽頭 大河内六郎右衛門 右同
- 一台所にて 足軽式人 森半右衛門
岩田孫兵衛
- 一中間三人 門下番 八太夫 駕者 兵左衛門 馬屋者 吉左衛門
- 已上式拾壹人

上野家来無疵之者

- 一小笠原忠五郎 粕屋平馬 平澤助太夫 新見伝藏 高橋次郎右衛門 表門番足軽壹人 裏門番足軽十人 合七人 中小性 村山甚
- 五右衛門 徒上 石原弥右衛門 同 柳原五郎右衛門 同 古澤吉右衛門 以上四人は欠落仕候徒士六人足軽（22ウ）十人中間九十二人は
- 小屋口へ鎗を付小屋より外へ出し不申候
- 一上野介家老左古田孫兵衛六十七才左兵衛家老斎藤宮内六十四歳右両人壁を破り逃に向町唐笠屋三右衛門と申者方にかくれ
- 度由頼申ニ付前の自身番所にかくし置夜打静りて後又右の穴よりはひ入申候上野介用人岩瀬舎人三十七歳右の両人と申合候
- 様に額に疵有之但刀疵鏝疵とも見へ不申剃刀疵のやうに見へ申付御改の上右無疵の者の中に入申候

上野介宅へ見舞申一類衆

荒川丹波守 上野介従弟 東城隼人 上野介従弟 酒井主馬 (23才)

上野介 高木宇右衛門 同又従弟 伊藤志摩守 同従弟 津軽采女 上野介

夜打之者共上野介屋敷へ捨置候品々

一弓二張内 一張は半弓
一張は弦切 一根矢五拾本袋入内 五本皆野常成式本早
見満芝と書付有之

一斧二ツ 一かなてこ壺本 一げんのう二挺 重廿六貫
目ツ、

一排矢二丁 一竹札廿三枚 各名字を
書付有之 一太刀鞘壺本

一大はしこ二挺 一白鞘壺本 勝守と
書付有之 一笛壺笈

一槍三筋切折有之但隠なし鏝印都鳥いさこと、はん武士の故ある世とはしるやしらすや藤原氏江州蒲生の庶流間喜兵衛行年六十八才書付有之

一鎌付細引三筋 (23ウ)

一上野介首は見え不申鬮腰に手疵両手の内一ヶ所つ、左の股一ヶ所右の膝口一ヶ所

一上野介帯刀無銘長サ二尺三寸柄口に切り込あり所々血付拵龐相なる物但し指料とはみえ不申候

一左兵衛手疵は御典葉栗原道有療治 向疵落手一ヶ所けさ一ヶ所
深サいづれも壺寸程是あり

右之吟味十二月十八日の晩方に相済申候此間何れも死骸片付不申目付衆より指図を以十九日の夜上下の死骸を葬り申候

上野介首送り并落首の事

十二月十六日泉岳寺より使僧をもつて上野介首を曲 (24才) 物に入鼻紙袋に取添左兵衛方へ送ける請取証文ニ曰

覚

一首壺ツ并鼻紙包槌ニ請取申候畢

(資料紹介) 翻刻『武家不断枕』(下)

吉良左兵衛家老 左右 間孫兵衛 判

斎藤宮内 判

午 十二月十六日

泉岳寺

御使僧

同十八日の朝上野介菩提所牛込盤松寺にて葬礼取行ひ法名を円山常公とそ申ける其夜何者かしたりけん左兵衛門の扉に大文字に書付ける（24ウ）

吉良ふなよ首納豆の歳暮かな

少将の首をこおけに入置て寺より里に贈る初もの

上野介四代の祖吉良若狭守天正年中十二月十四日織田信長のために害せられ大井川の辺にて首を拾ひ三州の何寺とかやに葬けるに円山常公と改名すされ□先祖生害の月日も同ければと人々あやしみおもひける彼領地より数代奉公せし人三州の菩提寺にも参詣しければかの改名を覚へけり今度江戸へ下り盤松寺に参詣しけるに上野介をも又円山常公と法名有し故古今時を異にし生害の時日法名を等しふする事を不思議におもひ盤松寺の住持にしかゝのよし（25オ）を語りければ横手を打て後に法名を改めけるとそまことに奇異の事共なり

夜打の輩切腹付義士の子共被所遠流事

新曆開て癸未二月四日於殿中御老中列座の刻東都鴻儒林大学頭を召れ今度内匠頭家来共報讐の義二付古へにもかゝる例も有事にや古例を考へ申上よと尋ね下されければ大学頭謹て頭をかたふけ和漢の例を考るに本朝には神武天皇此かたかゝる先蹤を不承唐には如是の数あまた史書にのせて候へ共後日の裁断様々にして其儀不同のよし申上る御老中若年寄衆其外何も寄合取りゝ（25ウ）評儀あり彼等忠義を励す所節義のおもきによれば無余儀志勿論也誠に忠貞の後鑑争か是にすきんやしかりと

いへとも大勢結徒党帯兵器御城下をさはかせ申條偏に礼義をみたり且は公儀を不憚に似り罪すへきを罪せずんは弥道たゝし是頗違乱の兆なり此時をゆるかせにすへからす称_レ義用_レ忠所雖_レ似_レ重蔑_レ上乱礼の科は猶以不可為輕□時なんそ寛々の沙汰あらんや努々愛憐の義有へからすといつれも此義に同じ四十六人の輩切腹に相極り其子共は遠島可被仰付旨儀定してやかに上使として仙石伯耆守平目付長田喜左衛門（26才）兩人御預けの大名四ヶ所へ指つかはされ被仰渡候趣は

大目付

浅野内匠頭儀勅使御馳走被仰付候処時節柄殿中を不憚卒忽の仕形不届候ニ付切腹被仰付相手吉良上野介は奉_レ重_レ上太刀打不仕候段神妙被思召□の無之構被指置候得は主人の報讐と申たて内匠頭家来四十七人致徒党帯弓箭杖上野介を打取候始末不恐公儀狼藉の挙動不届候依之切腹申付る者也

未

二月四日 奉行（26ウ）

細川越中守下屋敷にて御預けの輩十七人に檢使衆より被仰渡御書付の趣惣して切腹人へ真剣をは不相渡御作法にて有之候得共各儀は格別の事にて候ゆへ相口御免被成の旨申聞せられければ内蔵助謹て難有奉存候併私共儀徒党仕候と被仰渡候かやうに申上候事必御請にては無御座候へ共全く徒党申たるにては無之ひとへに内匠頭為に落_レ恩戴徳に者共に候へは何れも主人の敵を取亡魂の憤りを休め申度念願にて面々繼_レ志申迄にて毛頭徒党仕たるには無御座候間以後とても左様に聞し召置被下候へと申て次の間に退きけり暫ありて檢使衆より（27才）いつれも支度致され出申すやうにと下知あり畏て頓て場所へ出ける大華院の白洲を浅黄の幕にて囲ひ畳六枚敷御徒目付は左右の椽に並居給ふ先一番に内蔵助白袖麻上下にて罷出三方に相口をのせて出_ス内蔵助おしはたぬき辞世の歌に

あら樂し思ひは晴る身は捨るうき世の月にかゝる雲なし

太刀取に一礼して申けるは心靜に切腹仕度候間私より詞をかけ候迄介錯御待可被下と申真剣をおしいたゝき左の脇に突立ると其まゝ首をうち落す勇士の志故首落けれ共腹は一文字に切廻して則骸は倒れけり偕首を三方にのせ徒士無刀にて股立を

(27ウ) 取り御小人目付へ相渡す御目付衆実檢あり残りの者共は首の落候をさへ見届らるれば重て実檢に及ふへからすとの給ふ死骸をは裕木綿の蒲団につゝみ其上を毛氈にて包切腹仕ると早速一重はりの屏風を立畳共に場所の外へ引取右壱人つゝ蒲団ともに敷替場所の近所に砂を置血のこほれたる所にふり死骸を桶に入乗物にのせ一挺に徒士兩人つゝ付て白はりの高灯ちんをもたせ越中留守居一人給人二人惣して騎馬六人差添泉岳寺へそ送られけり四ヶ所の大名何も格式甲乙なしと聞えし香篋として泉岳寺へ(28才)

金五十両 細川越中守 銀五拾枚 松平隱岐守 銀二十枚 毛利甲斐守 同式拾枚 水野監物正

かくて四拾六人切腹被仰付によつて彼輩の子共有無の事御穿鑿あり其内十四人に男子有由聞召被届則町奉行に仰付られ在々所々よしつれ出る前方に出家になり候者は差免され且又十五歳より内の幼者には十五歳迄は親類共介抱いたし十五歳に滿候は、早速申出へき由諸親類へいひ渡され流罪の沙汰に極りける義を尽したる輩なれとも法によつて切腹被仰付なり子共は子細あらしと世こそつて思ひしに思ひの外なる事なりと(28ウ) するしらす皆涙をそ流しける

一十三歳 大石吉千代 一七歳 大石大三郎

内蔵助妻女は京極甲斐守家老石東源五兵衛娘なり良雄京都居住の内無状の様子聞伝へ立腹して娘を取返し但馬国豊岡に差置ける

- 源五右衛門子
- 一 九歳 片岡六之助 一七歳 片岡新六
- 久太夫子 忠左衛門子
- 一 同年 間瀬定八 一廿五歳 吉田伝内
- 助右衛門子 五郎右衛門子
- 一 同年 富森長太郎 一九歳 矢田作十郎
- 数右衛門子 甚右衛門子
- 一 六歳 不破大五郎 一 同年 木村惣十郎
- 甚右衛門子 源五子
- 一 五歳 木村次郎四郎 一八歳 大高源四郎
- 和介子 孫大夫二男
- 一 四歳 芦野猪之介 一二十歳 奥田清十郎
- 八十七衛門子 喜兵衛二男
- 一 十歳 岡嶋藤松 一二十三歳 村松政右衛門(29才)

一七歳 喜兵衛三男 村松五郎助
一十五歳 勘介三男 中村忠三郎

一五歳 中村勘次郎

右十九人流罪に被仰渡候父共儀主人之報仇と申立四拾七人致徒党吉良上野介宅へ押込帯兵杖を狼藉をふるまひ上野介を打取候始末不立公儀之段□届に候依之父共儀切腹被仰付倅共は流罪申付届也

吉良左兵衛被預付四拾六人法名の事

元禄十六癸未年二月四日吉良左兵衛手疵漸致平癒申付評定所へ被召出御老中秋元但馬守若年寄加藤越中守寺社奉行本多彈正少弼大目付(29ウ) 仙石伯耆守町奉行丹羽遠江守平目付長田喜左衛門多川伝八郎列座にて被仰渡候は浅野内匠頭家来共四拾七人押込上野介を打取候節の始末段々不似合仕方におほしめされ候依之知行被召上諏訪安芸守へ御預に被仰付候間難有可奉存候且又家財の儀は上杉彈正方へ引取可申とのよしにて則安芸守領地信州高島へ差下されけり去程に泉岳寺へおゐて四十六人切腹の死骸を葬内匠頭廟所の左右に墓を築き仏事教養取営けり誠に死生事大無常迅速古年の光陰一彈指のとし金屑眼中の医衣珠は法上の塵巨靈猶不重浮名文非輕暫時滅するに似たりといへとも実に滅する(30才)ものなし是水中の月鏡裏の像泉下にあつて靈々たり彼輩の法名に劍刃二字を首尾に備ふる也

細川越中守へ御預拾七人

- 家老 知行千五百石 四十五歳手疵左の中指少
- 側用人 同三百五十石 大石内蔵助良雄 法名 忠誠院刃先□劍 介錯 物頭 安場市平 三拾七歳
- 郡代 同式百石 役料 四拾石 片岡源五右衛門高房 同刃 勘要劍 同刃 仲光劍介 二宮新右衛門 六十三歳 能書學者 吉田忠左衛門兼亮 同刃 富森清太夫
- 物頭 同三百石 五十六歳 原想右衛門元辰 同刃 峯權劍 介錯 増田定右衛門 二十五歳
- 書役 同百五十拾石 新兵衛 小性上り 磯貝十郎左衛門正久 同刃 周求劍 同刃 吉田又左衛門 六十三歳
- 大目付 同式百石 十内 從弟 間瀬久太夫正明 同刃 啓道劍 介錯 本庄喜介

〔資料紹介 翻刻『武家不斷枕』(下)〕

京留守居 同百五拾石 役料 八十一石

六十三歳学者 小野寺十内秀和

同刃以□劍 介錯 横井義右衛門

馬廻り 同貳百石

三十四歳 富森助右衛門正同

同刃勇相劍 介錯 民江平七 (30寸)

馬廻り 同百石

六十九歳 間 喜兵衛光延

法名 刃泉如劍 介錯 栗屋平右衛門

隱居料 五十石 鑓の上手

七十三歳手銃手足に少 堀部弥兵衛金友

同刃墮落劍 介錯 後横山作之丞

馬廻り 知行三百石 軍者

三十三歳目ノ上少銃 近松勘六行重

同刃毛知劍 介錯 前米良市右衛門

同 同二百五十石

三十五歳左ノ脇少手銃絵圖書 潮田又之丞高教

同刃□空劍

同 同二百石

三十四歳 赤垣源藏重賢

同刃広忠劍 介錯 中村角太夫

同 同百五十石

四十歳 早水藤左衛門満亮

同刃破了劍 介錯 一宮源四郎

武器役 同百五十石

五十七歳新兵衛目主内藤和泉守 奥田孫太夫重盛

同刃察周劍 介錯 藤勝長右衛門

馬廻り 同百五十石

二十九歳 矢田五郎右衛門祐武

同刃法參劍 介錯 □田平太夫

同 同百石

大石瀨左衛門信清

同刃実徳劍 介錯 吉田孫四郎

松平隠岐守江御預十人

部屋住

十七歳内藏助嫡男 大石主税助良金

法名 刃上樹劍 介錯 破質清太夫 (31才)

馬廻り 知行三百石

三十四歳弥兵衛養子 堀部安兵衛良康

法名 刃雲輝劍 介錯 荒川十太夫

同 同二百石

四十四歳 菅谷半之丞政利

同刃水流劍 介錯 加藤斧右衛門

祐筆 同百石

三十四歳先年浪人いたし此列加し 不破数右衛門正種

同刃親祖劍 介錯 荒川十太夫

馬廻り 同二百石

四十六歳左か中指手銃能書 木村岡右衛門貞行

同刃通普劍 介錯 宮原久太夫

同 同百五十石

十内甥二十四歳 岡野金右衛門包秀

同刃回逸劍 介錯 加藤斧右衛門

祐筆 同百石

五十一歳左か中指銃 千馬三郎兵衛光忠

同刃道互劍 介錯 破質清太夫

同 同百石

近習無之

藏奉行 知行百石

毛利甲斐守江御預十人

無足

近習小性立

無足

馬廻り 知行百石

近習

同

金奉行

近習

勘定頭

無役 知行百石

水野監物正江御預ヶ九人

無足

無足

同

同

四十八歳今度口上書ヲ認ル
中村勘介正辰
三十二歳十内甥

大高源五忠雄
吉田忠右衛門甥五十四歳

貝賀弥左衛門友信

忠右衛門子

吉田澤右衛門兼貞
三十二歳類に少疵

武林唯七隆重
二十八歳十内子

小野寺幸右衛門秀富
六十二歳

村松喜兵衛秀直
二十四歳

倉橋伝介武幸
二十八歳

杉野十平次光実
四十一歳左ノ目上疵

前原伊介宗房
二十四歳喜兵衛二男

間 新六光風
三十八歳原宗右衛門弟

岡嶋八十右衛門常樹

勝田新左衛門武堯

二十六歳喜兵衛嫡子内股ニヶ所疵

間十次郎光興
十八歳左ノ指ニツ落さる

矢頭右衛門七教兼
二十六歳孫太夫子

奥田定右衛門行高
二十七歳喜兵衛子

村松三太夫高直

同刃露白劍
介錯 大嶋半平

法名 刃無一劍
介錯 宮原久太夫

同刃電石劍
介錯 大嶋半平

法名 刃当掛劍
介錯 鶴岡宗右衛門

法名 刃性春劍
介錯 鶴岡宗右衛門

同刃風颯劍
介錯 柳莊右衛門

同刃有梅劍
錯 江波清吉

同刃鍛鍊劍
同刃鍛鍊劍
介錯 田上五左衛門

同刃可仁劍
介錯 近藤為右衛門

同刃補天劍
同刃柳莊右衛門

同刃模唯劍
介錯 田上五左衛門

同刃抽掃劍
介錯 近藤為右衛門

同刃量霞劍
介錯 鶴岡宗右衛門

同刃澤威劍
介錯 青山武助

法名 刃擲振劍
介錯 杉野源介

同刃減跳劍
介錯 横山笹右衛門

同刃清元劍
介錯 広瀬半平

(32才)

(31ウ)

同

二十三歳久太夫子股ニヶ所疵

同刃太及劍
介錯 小池権六郎

同付役

間瀬孫九郎正有

同刃 雙機劍
介錯 山中原七郎

徒小性

三十七歳花作貝吹の上手
芦野和助常成

同刃 常水劍
介錯 值山又藏

台所役人

三十七歳右の小指疵

同刃 珊瑚劍
介錯 田口安右衛門

横目役

三十八歳

同刃 利教劍
介錯 稲垣作介

神崎与五郎則休

かくて泉岳寺へ墓所を建られし由聞へければ見物参詣の貴賤江戸中は不及申近国隣郷山々里里僧俗男女我もくくと来り集り

三田芝橋札ノ辻（32ウ）牛町品川鈴森小路くぐりに群集の人たう麻竹葦のことく往来左右をかへり見ることをえすおしひかな
や此輩義を泰山のおもきに比し命を鴻毛の軽きに比し其忠節の切なる事上古未聞未代猶ありかたし尸は白刃の下に没しぬれ
と名はととまつて不朽に伝ふ誠に武士の手本也

墓所に落首

ほのくくと扱も赤穂の国家老主隠れ行跡をしそおもふ

辞世

小野寺十内

けふははやことのは草もなかりけり何のためとて露むすふらん

村松喜兵衛（33才）

品もなくいき過たりと思ひしに今待えたり老の楽しみ

横川勘平

ましてはし死出におくれはありぬとも我先かけて道しるへせん

二月七日間十次郎妻女泉岳寺に参詣して墓所にてよめる

君かため二心なきもの、ふの命のすて、名の残るかな

又内蔵助墓所にて

苔の下露と消てももの、ふの名こそ雲井に立のほりけり

義士挽詩

林祭酒述之

去歲季冬十五日故少府監赤穂城主浅野長矩(33ウ)旧臣大石内蔵助等四十七人異体同志報讐趨義今茲仲春初七日 官裁下
令各処死刑雖_レ遂_二其志_一其生不全天平命乎泉時運乎不堪哀情有感而作

曾聞壯士無還去 易水風寒連袂行

炭啞變形追予讓 薙歌滴淚挽田橫

精誠石碎死何悔 義氣氷清生太輕

四十六人齊伏刃 上天猶是佐忠情

夜打鉢木

いて其時の立退は大石などにて有しよな其偏執に家老に多仲間中間に作内上野に左兵衛合(34オ)て十七人死々損々にいたる
迄相違あらざる高家の首納戸に取詰給て候

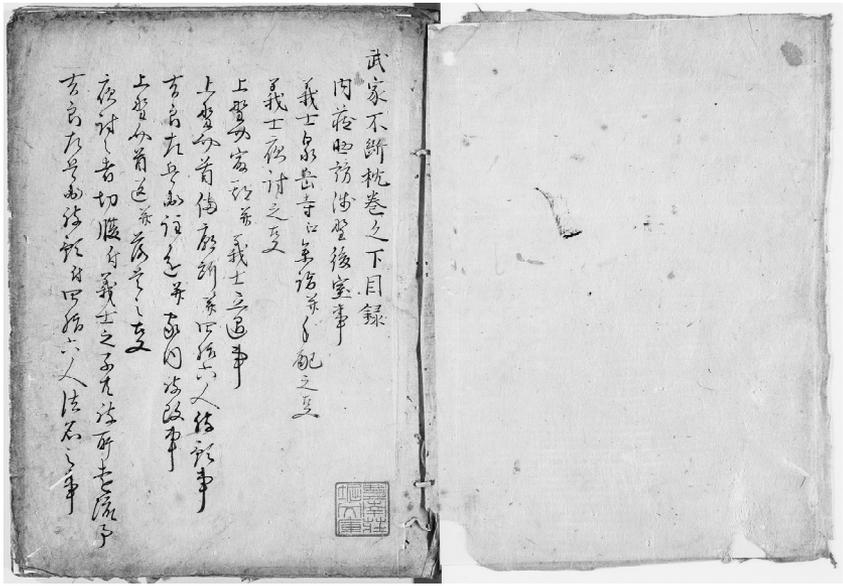
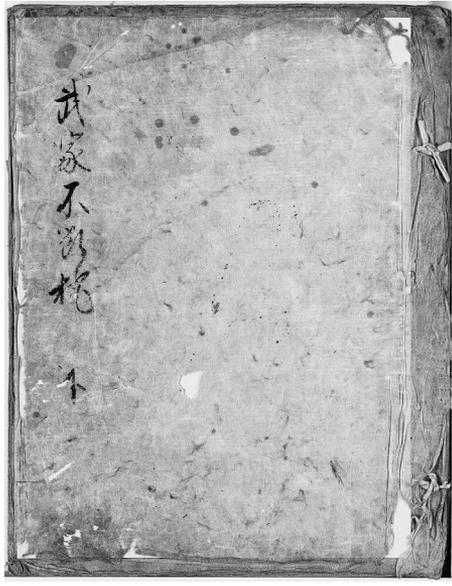
同盛久

いかに大石上野は高家不出來の少将逃ての達者其外乱酒憐忌のよし聞召及はれたりおと、し浅野殿伝奏して公家衆御馳走の
口論によつて小ひん一太刀切疵の事営中迄もかくれなしことさらよからぬ首尾の折なればた、一夜打との御所望なり能こそ
仕候へ

作者播州住人

林仲助(34ウ)(了)

〔資料紹介〕翻刻『武家不斷枕』(下)



(目録才)

去思... 一町... 今... 院... 十... 十...

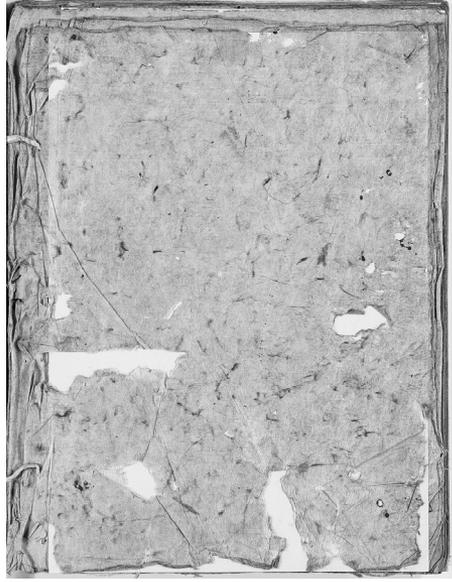
(19オ)

(18ウ)

揚... 此... 公... 此... 四...

(20オ)

(19ウ)



〈資料紹介〉翻刻『武家不断枕』(下)